

定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

- 国の総合経済対策における物価高への支援として、昨年度に令和6年推計所得税（令和5年分所得税）および令和6年度分個人住民税所得割における定額減税で、減税しきれないと見込まれる人（定額減税可能額 ※1 が減税前の税額を上回る人）に、その差額を給付しましたが、令和7年度において、令和6年分の確定した所得税額などで再算定し、当初の給付額に不足が生じた人に、その不足額を給付します。

※1 定額減税可能額

- ・ 所得税分 = 3万円 × 減税対象人数 ※2
- ・ 個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

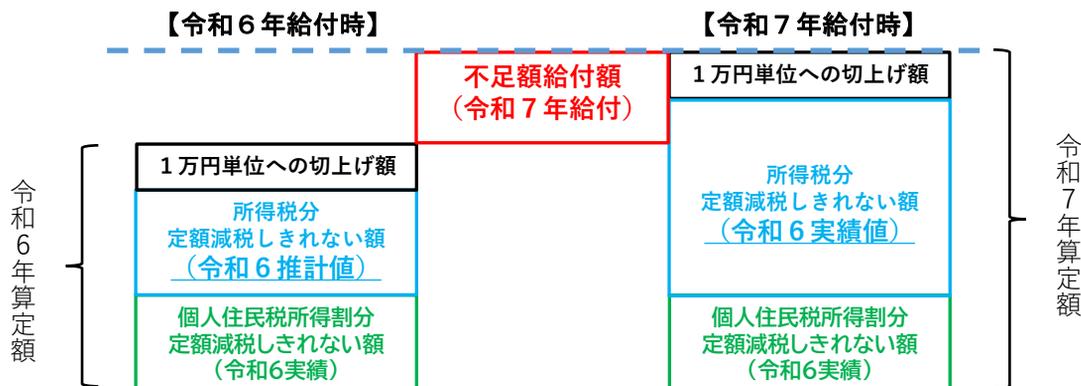
※2 減税対象人数

- ・ 納税義務者本人、控除対象配偶者および扶養親族（国外居住者を除く）の人数

- 支給対象と見込まれる方に、確認書を発送しますので、内容を確認し、**令和7年10月31日（金）までに同封の返信用封筒により返信ください。**

※本人確認書類の写し、振込先口座を確認できる書類の写しなどを添付していただく場合がありますので、届いた確認書をよくご確認ください。

<不足額給付金のイメージ>



支給対象者について

※支給金額は、個別の課税状況により異なります。

- 令和7年1月1日時点で本町に住民登録があり、次の①～③のいずれかに該当する人です。
 - ①令和5年分所得に比べ、令和6年分所得が減少した人
 - ②子どもの出生など、扶養親族が増えた人
 - ③事業専従者又は合計所得48万円超の人で、所得税および住民税所得割が課税されていない人

香美町では、スマートフォンやパソコンを使って行うオンライン申請（ファストパス）は行っておりません。



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

お問い合わせ先

【不足額給付に関すること】 福祉課  0796-36-1964

【定額減税に関すること】 税務課  0796-36-1113